

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

神栖済生会病院患者給食業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年5月15日

社会福祉法人^{恩賜}済生会
神栖済生会病院
病院長 高崎 秀明

1. 業務の名称

神栖済生会病院患者給食業務

2. 業務の目的

神栖済生会病院の病院給食を治療の一環として、患者満足度の向上を図りながら、安全で効率的かつ安定的に提供する。

3. 業務内容

患者給食業務（調理・盛り付け、設備管理）及びこれに付随する業務とする。
※詳細は別紙「神栖済生会病院患者給食業務委託仕様書」による。

4. 契約期間

平成30年10月1日～平成34年3月31日

5. 業務場所

茨城県神栖市知手中央7丁目2番地45号
神栖済生会病院

6. 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

7. 応募資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加資格名簿の大分類（その他）の小分類（調理・給食）に登録されている者であること。ただし、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 財団法人医療関連サービス振興会が定める患者等給食の認定業者であること。
- (3) 100床以上の病院において、患者給食調理業務を1年以上、元請業者として給食受託経験を有していること。
- (4) 患者給食業務の委託実績を継続して5年以上有していること。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。（直近の3年間）
- (6) 業務の一部または全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
- (7) 隣接府県に本社、支店、営業所若しくは事業所を有すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当しない者であること。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

8. 応募申込手続き

- (1) 提出期限 平成30年5月31日(木) 17時00分
- (2) 提出場所 茨城県神栖市知手中央7丁目2番地45号
神栖済生会病院 総務課 担当：小松崎・小片
TEL0299-97-2111(代表)
FAX0299-97-2134
E-mail : m-komatsuzaki@kamisusaisei.jp
- (3) 提出方法 持参(土曜、日曜、祝日を除く 8時30分から17時00分)
- (4) 提出書類
 - ① 秘密保持に関する誓約書(様式1)
 - ② 前記(1)(2)に記載した資格等を確認できる書類
 - ③ 誓約書(様式2)
 - ④ 企画提案書
 - ⑤ 委託年間概算見積書
 - ⑥ 会社事業概要
- (5) 予算上限額 予算上限を設けない
- (6) 質問はすべて電子メールにより受け付けるものとし、電話による取り扱いはしない。
 - ① 提出方法 電子メールで受け付ける。
 - ② 受付期間 平成30年5月15日(火)～平成30年5月28日(月)
土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分
 - ③ 回答方法 電子メールにて行う。

9. 企画提案書の提出

- (1) 7の資格審査により参加資格を有する者は、企画提案書の提出要請を行う。
正本1部、副本10部
- (2) 提出期間
平成30年5月15日(火)～平成30年5月31日(木)
8時30分～17時00分
- (3) 提出場所
8に同じ
- (4) 提出方法
提出期間中に持参により提出することとし、郵送等その他の方法による提出は認めない。
- (5) 提案を求める内容
 - ① 経営状況
 - ② 受託実績(医療機関での実績)
 - ③ 従業員の配置計画
 - ④ 衛生管理
 - ⑤ 食の安全・安心への取り組み
 - ⑥ 大量調理衛生管理マニュアル準拠への取り組み
 - ⑦ 品質向上への取り組み
 - ⑧ 従業者の調理技術
 - ⑨ メディカルフードの調理技術
 - ⑩ 従業員教育

- ⑪ 従業員の労働安全衛生・健康管理
- ⑫ 食環境への取り組み
- ⑬ 近年での食中毒発生の有無とその対応
- ⑭ 加入団体
- ⑮ 表彰、認証取得
- ⑯ 緊急時の対応、保証（代行）会社
- ⑰ 従業員の緊急対応
- ⑱ その他、独自の提案事項

10. 委託事業者の選定

(1) プレゼンテーション参加者

当院に期限までに企画提案書提出があり、プレゼンテーション期日に参加できる者。

(2) 企画提案書の審査

プレゼンテーションを含む企画提案書の内容について審査を行い、各項目について点数化し、最も得点の高い業者を委託業者に選定する。

(3) 審査結果通知

審査結果通知書を平成30年6月上旬に、書面にてすべての応募者に対して郵送する。

11. プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性を審査するため、応募事業者資格要件を満たす事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 日時 平成30年6月1日（金） 14時00分～

(2) 場所 神栖済生会病院 2階会議室

(3) 出席者 3名までとする。

(4) 準備物 プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

応募書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

12. 委託業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合には、委託業者としての決定を取り消す。

① 委託業者が応募者の資格を失った場合。

② その他、本件契約の相手方として不相当と認められた場合。

13. その他

(1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、委託業者の決定後においても無効とする。

(2) プロポーザル参加にかかる費用は、参加者の負担とする。

(3) プロポーザル参加者は、企画提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 提出された書類は返還しない。また、提出された書類は、応募者に無断で審査・選定の用途以外に使用しない。

秘密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会
神栖 済生会 病院
院長 高崎 秀明 様

住所（所在地）
氏名（法人名） 印
（代表者名）

電話番号： () -

（以下、「当社」という。）は、社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会神栖済生会病院における患者給食業務の検討（以下、「本件目的」という。）を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される秘密情報（以下、「秘密情報」という。）の取扱いに関し、以下、記載条項のとおり誓約します。

（秘密情報の定義）

第1条 本件秘密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（秘密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が秘密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、秘密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（秘密情報の取扱い）

第4条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しませ

ん.

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても秘密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(秘密情報取扱いの例外)

第 5 条 当社は、秘密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士，会計監査人
- (2) 秘密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士，その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき秘密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために秘密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第 6 条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた秘密情報に関する調査報告書，書面，図面，見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第 7 条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者，占有者，賃貸借人，その他本件目的と関係のある第三者と接触しないものとします。

(秘密情報の返還)

第 8 条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の秘密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第 9 条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 10 条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

誓約書

平成 年 月 日

神栖済生会病院患者給食業務プロポーザルに参加するにあたり、応募資格要件(3)～(9)に記された参加資格を満たしていることを誓約いたします。

記

- 1 会社（事業所）名
- 2 事業所所在地
- 3 代表者氏名
- 4 電話番号
- 5 F A X 番号
- 6 メールアドレス
- 7 担当者名

印